

市臨時職員・嘱託職員 登録制度が開始されました!

市では、2月1日から市役所などで働く臨時職員・嘱託職員を登録制により募集しています。

登録制度とは、あらかじめ働きたい期間や職種などを登録していただいた方の中から、条件に合う方を市の担当課で選考し、採用するものです。

登録を希望される方は、随時申し込みを受け付けていますので、登録手続きをお願いします。(登録できるのは、登録日現在18歳以上の方です)

◆登録有効期間

登録の日から1年間
※登録期間が満了しても、市からは通知しませんので、ご了承ください。

◆登録開始年月日

随時受け付けします。
※土、日、祝日を除く。

◆登録に係る提出書類

①登録申込書(写真添付が必要)
※伊奈庁舎総務課、市民窓口課、谷和原庁舎市民窓口課にあります。市ホームページからもダウンロードできます。
②資格を証明する書類の写し(資格を有する職種に限る)

◆登録申し込み方法

伊奈庁舎総務課へ持参または郵送によりお申し込みください。

◆選考審査・採用

書類審査および面接審査により各担当課が選考し、採用者に通知します。
※登録期間内に採用されない場合がありますので、ご了承ください。

◆登録から採用までの流れ

①登録を希望する方は、登録申込書および必要書類を総務課へ提出します。

②提出された登録申込書および必要書類について、書類確認および登録審査を行い、登録完了後に「登録完了のお知らせ」を送付し、登録希望者に登録が完了した旨をお知らせします。

③臨時職員・嘱託職員を必要とする担当課から登録者へ連絡します。

④担当課は、登録者と面接審査を行います。

⑤面接審査の結果を担当課から登録者へ連絡します。

⑥
⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳
㉑
㉒
㉓
㉔
㉕
㉖
㉗
㉘
㉙
㉚
㉛
㉜
㉝
㉞
㉟
㊱
㊲
㊳
㊴
㊵
㊶
㊷
㊸
㊹
㊺
㊻
㊼
㊽
㊾
㊿
伊奈庁舎総務課 ☎58
2111 (内線1211)

申告はお済みですか?

確定申告期限は、3月15日(金)までとなっておりますので、お忘れのないよう手続きをしてください。詳しくは、広報1月1日号を参照ください。

申告が必要な方とは?

①事業所得(営業・農業・不動産など)・配当所得・譲渡所得がある方
②給与所得者で、勤務先が「給与支払報告書」を市役所へ提出する方

出していない方
※勤務先の給与担当者に確認してください。
③年途中で退職し、その後就職していない方
④給与所得者で給与以外の所得があった方。または2カ所以上から給与を受けている方
⑤給与所得者で年末調整を受けていない方
⑥医療費控除などを受けようとする方

⑦公的年金などの所得のみの方で、社会保険料・生命保険料・扶養控除・医療費控除などを受けようとする方
⑧所得証明書や非課税証明書の必要なる方
※収入のない方で誰にも扶養されていない方は、市・県民税申告が必要です。
※市役所会場で受けられない申告もあります。

問 伊奈庁舎税務課 ☎58
2111 (内線1132)

◆登録募集職種(臨時職員・嘱託職員)

職種	免許・資格	賃金(時給)	職種	免許・資格	賃金(時給)
一般事務	不要	840円	調理員	不要	890円
窓口相談員	不要	840円	保健師	保健師資格	1,090円
用務員(作業員)	不要	840円	児童クラブ指導員	不要	840円
司書	図書館司書資格	890円	子ども教室学習コーディネーター	不要	1,440円
幼稚園教諭	幼稚園教諭免許	930円～1,050円	子ども教室学習アドバイザー指導員	不要	1,080円
保育士	保育士免許	930円～1,050円	子ども教室学習アドバイザー補助員	不要	840円